

短期入所療養介護料金表

社会福祉法人 正和会 短期入所療養介護 やすらぎの杜

< 令和2年6月1日改定 >

両面

1-1 基本料金 介護サービス費（日額）（在宅強化型老健）

要介護状態区分	1割		2割		3割		10割	
	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室
要支援 1	660円	621円	1,320円	1,242円	1,980円	1,863円	6,600円	6,210円
要支援 2	816円	762円	1,632円	1,524円	2,448円	2,286円	8,160円	7,620円
要介護 1	876円	797円	1,752円	1,594円	2,628円	2,391円	8,760円	7,970円
要介護 2	950円	868円	1,900円	1,736円	2,850円	2,604円	9,500円	8,680円
要介護 3	1,012円	930円	2,024円	1,860円	3,036円	2,790円	10,120円	9,300円
要介護 4	1,068円	986円	2,136円	1,972円	3,204円	2,958円	10,680円	9,860円
要介護 5	1,124円	1,041円	2,248円	2,082円	3,372円	3,123円	11,240円	10,410円
サービス提供体制強化加算 I	18円		36円		54円		180円	

1-2 加算対象料金 介護サービス費（日額）

	1割	2割	3割	10割	
送迎加算	184円	368円	552円	1,840円	片道送迎 施設にて送迎を行った場合に加算されます。
認知症ケア加算	76円	152円	228円	760円	認知症専門棟に入所された場合加算されます。
夜間職員配置加算	24円	48円	72円	240円	
療養食加算(1食毎に加算)	8円	16円	24円	80円	糖尿病・肝臓病・腎臓病・胃潰瘍・貧血・膵臓病・高脂血症・痛風・検査食など特別な治療食を提供した場合加算されます。
個別リハビリテーション加算	240円	480円	720円	2,400円	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合算定
若年性認知症受入加算	120円	240円	360円	1,200円	特定短期入所(日帰り短期入所)の場合
	60円	120円	180円	600円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	400円	600円	2,000円	認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者であること。(入所日から7日を限度)
重度療養管理加算	120円	240円	360円	1,200円	要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
	60円	120円	180円	600円	特定短期入所(日帰り短期入所)の場合
緊急短期入所受入加算	90円	180円	270円	900円	利用者の状態や家族の事情等により、介護支援専門員が短期入所療養介護を受ける必要があると認めていること。居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行っていること。利用開始した日から起算して、7日を算定の限度とすること。
介護職員処遇改善加算(I)					総単位数に対して3.9%加算
介護職員等特定処遇改善加算(I)					総単位数に対して2.1%加算

特定短期入所療養介護

* 難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供にあたり、常時看護師による観察が必要な方に対して、日中のみ短期間の短期入所療養介護を行った場合に、サービス提供時間に応じてに代えて右記の料金となります。

利用時間	1割	2割	3割	10割
3時間以上4時間未満	654円	1,308円	1,962円	6,540円
4時間以上6時間未満	905円	1,810円	2,715円	9,050円
6時間以上8時間未満	1,257円	2,514円	3,771円	12,570円

短期入所療養介護料金表

社会福祉法人 正和会 短期入所療養介護 やすらぎの杜

< 令和2年6月1日改定 >

両面

2-1 利用料 食事代(日額) 【注1】 【注1】 滞在費・食費については、各市町村に減額申請を行い、市町村の認定により段階が決まります。

第4段階 (基準費用)	1,550円	第1～3段階以外の方 [食事代内訳：朝食250円 昼食600円 間食50円 夕食650円]
第3段階	650円	市民税世帯非課税であって第2段階以外の方(課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など)
第2段階	390円	市民税世帯非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第1段階	300円	市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

* 対象要件の見直しにより、平成27年8月から、次のいずれかに該当する場合は対象外となりました。

1. 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
2. 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、
預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合。

2-2 滞在費(日額)	多床室	個室	【注1】
第4段階 (基準費用)	377円	1,668円	* 段階は食事代と同じ
第3段階	370円	1,310円	* 多床室とは、2人部屋・4人部屋
第2段階	370円	490円	* 滞在費の中に水道光熱費含む
第1段階	0円	490円	

2-3 特別室 部屋代 (日額)

特室料	700円	個室
	500円	多床室(洗面・トイレ付)
	200円	多床室(洗面付)

2-4 日用品費 (日額)

日用品費	210円	石鹸、シャンプー、おしぼり、タオル代等として
------	------	------------------------

2-5 その他の費用として

洗濯代	業者に委託(洗濯物:上着1点130円、下着1点80円、その他)
電気代	持込電気器具類(テレビ、各種充電器等) それぞれ1点につき 30円/日
理美容代	業者に委託 直接支払
区域外の送迎費用	通常区域(宇和島市・北宇和郡)以外に送迎する場合は、片道500円

※行事・クラブ費について、必要時別途実費となります。その際は、その都度ご相談させていただきます。

※上記加算以外にも場合によっては加算をさせていただきます。〔 緊急時治療管理加算 〕

※電気代につきましては、消費電力に関わらず1日につき1点30円頂くこととなります。